

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	教育環境整備課
◎ 告 示	
・身体障害者福祉法に基づく医師の指定	障 害 福 祉 課
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の更新（2件）	”
・道路の区域変更	道 路 維 持 課
・道路の供用開始（2件）	”
・急傾斜地崩壊危険区域の追加指定	砂 防 課
・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定（2件）	”
・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	”
◎ 公 告	
・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（2件）	漁 業 振 興 課
・二級建築士試験の実施	建 築 課
・木造建築士試験の実施	”
・落札者等	教育環境整備課
◎ 公安委員会規則	
○交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則	地 域 課
◎ 長崎県病院企業団告示	
・長崎県病院企業団議会の招集	長崎県病院企業団

## 規 則

長崎県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月5日

長崎県知事 中村 法道

### 長崎県規則第15号

長崎県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則（昭和49年長崎県規則第61号）の一部を次のように改正する。

様式第1号(裏面)中

家 族 の 状 況	氏 名	本人との続柄	年齢	同居 別居	の別	性別	職業	収 入 (年額)	備考

を

に改める。

家 族 の 状 況	氏 名	本人との続柄	年齢	同居 別居	の別	職業	収 入 (年額)	備考

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

告 示

長崎県告示第161号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

令和3年3月5日

長崎県知事 中村 法道

番号	医師名	診療科目	医療機関名	所在地	指定年月日
1	西原 和郎	外科	雲仙・南島原保健組合 公立新小浜病院	雲仙市小浜町マリーナ3-2	令和3年3月1日
2	野口 義夫	内科	医療法人 光佑会 北川病院	平戸市浦の町737	令和3年3月1日

長崎県告示第162号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（病院又は診療所）として次のとおり指定を更新した。

令和3年3月5日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
しまながクリニック	長崎市興善町4番5号 カクヨウBLD2F	令和3年3月1日

**長崎県告示第163号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定を更新した。

令和3年3月5日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
ドレミ薬局 長崎駅前店	長崎市大黒町11-21	令和3年3月1日
木山調剤薬局 諏訪店	大村市諏訪3-230-2	令和3年3月1日

**長崎県告示第164号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月5日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道  
 路線名 星鹿港線  
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
松浦市御厨町里免字掛泉931番17地先から 松浦市御厨町里免字掛泉931番19地先まで	前	13.6~31.9	16.5	
	後	12.8~25.3	16.5	

**長崎県告示第165号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月5日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 有川奈良尾線	南松浦郡新上五島町奈良尾郷字高井旅967番2地先から 南松浦郡新上五島町奈良尾郷字高井旅967番2地先まで	令和3年3月5日

**長崎県告示第166号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月5日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 星鹿港線	松浦市御厨町里免字掛泉931番17地先から 官公有無番地先（松浦市御厨町里免字掛泉911番）まで	令和3年3月5日

**長崎県告示第167号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を平成2年3月9日長崎県告示第219号による大和(8)地区急傾斜地崩壊危険区域に追加指定する。

なお、その関係図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県県北振興局建設部において縦覧に供する。

令和3年3月5日

長崎県知事 中村 法道

指定区域の名称		大和(8)		
所在地	市町名	大字	字	地番
		佐世保市	大和町	

**長崎県告示第168号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

なお、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に関する公示図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県長崎振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和3年3月5日

長崎県知事 中村 法道

箇所番号	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の種別	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
長崎-(急)-1308	長崎市城栄町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	公示図書中の図面において表示
長崎-(急)-1308-4	長崎市城栄町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	

**長崎県告示第169号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

なお、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に関する公示図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県長崎振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和3年3月5日

長崎県知事 中村 法道

箇所番号	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の種類別	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
長崎-(急)-3051	長崎市小菅町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	公示図書中の図面において表示

**長崎県告示第170号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、平成24年長崎県告示第974号で土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定した次の区域について、同法第7条第6項及び第9条第8項の規定により、指定を解除する。

なお、その公示図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県長崎振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和3年3月5日

長崎県知事 中村 法道

箇所番号	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の種類別	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
長崎-(急)-3051	長崎市小菅町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	公示図書中の図面において表示

**公 告****漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和3年3月5日

長崎県知事 中村 法道

## 1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名  
長崎県対馬市厳原町北里124番地2  
林田 芳雄  
長崎県対馬市厳原町東里103番地  
船越 正志
- (2) 加入区  
阿須湾加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
阿須湾漁業協同組合

## 2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間  
公告の日から15日間
- (2) 縦覧場所  
長崎県対馬市厳原町東里字立石72番地4  
阿須湾漁業協同組合

**漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和3年3月5日

長崎県知事 中村 法道

**1 届出事項****(1) 発起人の住所及び氏名**

長崎県平戸市堤町2475番地

近藤 郡義

長崎県平戸市堤町2235番地

吉村 甚則

**(2) 加入区**

中津良加入区

**(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称**

平戸市漁業協同組合

**2 指定漁船調書の縦覧****(1) 縦覧期間**

公告の日から15日間

**(2) 縦覧場所**

長崎県平戸市宮の町655番地13

平戸市漁業協同組合

**二級建築士試験の実施（公告）**

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和3年二級建築士試験を次のとおり実施する。

また、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により長崎県指定試験機関として指定した公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和3年3月5日

長崎県知事 中村 法道

**1 試験の日時及び場所**

試 験 日	科 目	時 間	試 験 場 所
令和3年7月4日（日）	学科	午前10時10分から 午後5時20分まで	長崎県総合福祉センター 長崎市茂里町3-24 福岡工業大学 福岡市東区和白東3-30-1 (福岡工業大学にあっては、壱岐・対馬地区の受験者で希望する者に限る。)
令和2年9月12日（日）	設計製図	午前11時から 午後4時まで	長崎県総合福祉センター 長崎市茂里町3-24 福岡女子大学 福岡市東区香住ヶ丘1-1-1 (福岡女子大学にあっては、壱岐・対馬地区の受験者で希望する者に限る。)

**2 受験申込手続**

受験申込については、新規受験者を含めたすべての者が、原則としてインターネットにより行うものとする。

**(1) 受験申込受付期間及び時間**

令和3年4月1日（木）午前10時から令和3年4月15日（木）午後4時まで

**(2) 受験申込方法**

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaic.or.jp/>）において、必要な事項を入力し申し込むこと。

なお、インターネットでの受験申込が行えない正当な理由がある場合（身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等）には、令和3年4月7日（水）までに公益財団法人建築技術教育普及センターに申し出ること。

### 3 学科の試験の免除の申請

学科の試験の免除の申請は、令和元年又は令和2年の学科の試験に合格した者に限り行うことができる。免除の申請に当たっては、令和元年若しくは令和2年の試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。）の学科の試験の合格通知書又は令和元年若しくは令和2年の設計製図の試験の不合格の通知書で令和3年の学科の試験が免除できる旨記載されたものを貼付して行うこと。

### 4 受験票の交付

受験票（受験番号、試験場等を明記したものをいう。以下同じ。）については、原則として、令和3年6月18日（金）頃から、受験資格者にマイページ（※）において交付する。（※インターネットによる受付において受験申込手続き完了後から利用できる受験者専用のページ）

なお、インターネットによる受付が行えなかった者の受験票については、令和3年6月18日（金）頃、受験資格者に発送する。

### 5 合格者の発表等

#### (1) 合格者の発表日

ア 学科の試験 令和3年8月24日（火）（予定）

イ 設計製図の試験 令和3年12月2日（木）（予定）

#### (2) 合格者の発表及び合否の通知

合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

### 6 受験手数料

長崎県建築関係手数料条例（平成12年長崎県条例第16号）に定める金額（18,500円）

### 7 合否判定基準の公表

合格者の発表の際に、知事が決定した合否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示する。

### 8 その他

(1) 設計製図の試験の課題は、令和3年6月9日（水）頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaic.or.jp/>）において公表する。

(2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

(3) 受験申込手続その他不明な点は公益財団法人建築技術教育普及センター（電話03-6261-3310）若しくは一般社団法人長崎県建築士会（電話095-828-0753）又は長崎県土木部建築課（電話095-894-3093）に問い合わせること。

なお、文書による問合せは、必ず返信用郵便切手を同封すること。

### 木造建築士試験の実施（公告）

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和3年木造建築士試験を次のとおり実施する。

また、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により長崎県指定試験機関として指定した公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和3年3月5日

長崎県知事 中村 法道

### 1 試験の日時及び場所

試験日	科目	時間	試験場所
令和3年7月11日（日）	学科	午前10時10分から 午後5時20分まで	長崎県総合福祉センター 長崎市茂里町3-24 西南学院大学 福岡市早良区西新6-2-29

			(西南学院大学にあっては、壱岐・対馬地区の受験者で希望する者に限る。)
令和3年10月10日(日)	設計製図	午前11時から 午後4時まで	長崎県勤労福祉会館 長崎市桜町9-6 福岡工業大学 福岡市東区和白東3-30-1 (福岡工業大学にあっては、壱岐・対馬地区の受験者で希望する者に限る。)

## 2 受験申込手続

受験申込については、新規受験者を含めたすべての者が、原則としてインターネットにより行うものとする。

### (1) 受験申込受付期間及び時間

令和3年4月1日(木) 午前10時から令和3年4月15日(木) 午後4時まで

### (2) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力し申し込むこと。

なお、インターネットでの受験申込が行えない正当な理由がある場合(身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等)には、令和3年4月7日(水)までに公益財団法人建築技術教育普及センターに申し出ること。

## 3 学科の試験の免除の申請

学科の試験の免除の申請は、令和元年又は令和2年の学科の試験に合格した者に限り行うことができる。免除の申請に当たっては、令和元年若しくは令和2年の試験(他の都道府県知事が行ったものを含む。)の学科の試験の合格通知書又は令和元年若しくは令和2年の設計製図の試験の不合格の通知書で令和3年の学科の試験が免除できる旨記載されたものを貼付して行うこと。

## 4 受験票の交付

受験票(受験番号、試験場等を明記したものをいう。以下同じ。)については、原則として、令和3年6月18日(金)頃から、受験資格者にマイページ(※)において交付する。(※インターネットによる受付において受験申込 手続き完了後から利用できる受験者専用のページ)

なお、インターネットによる受付が行えなかった者の受験票については、令和3年6月18日(金)頃、受験資格者に発送する。

## 5 合格者の発表等

### (1) 合格者の発表日

ア 学科の試験 令和3年9月7日(火)(予定)

イ 設計製図の試験 令和3年12月2日(木)(予定)

### (2) 合格者の発表及び合否の通知

合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

## 6 受験手数料

長崎県建築関係手数料条例(平成12年長崎県条例第16号)に定める金額(18,500円)

## 7 合否判定基準の公表

合格者の発表の際に、知事が決定した合否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示する。

## 8 その他

(1) 設計製図の試験の課題は、令和3年6月9日(水)頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)において公表する。

(2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

(3) 受験申込手続その他不明な点は公益財団法人建築技術教育普及センター(電話03-6261-3310)若しくは一般社団法人長崎県建築士会(電話095-828-0753)又は長崎県土木部建築課(電話095-894-3093)に問い合わせること。

なお、文書による問合せは、必ず返信用郵便切手を同封すること。



**落札者等（公告）**

落札者等について、次のとおり公示する。

令和3年3月5日

長崎県知事 中村 法道

## 1 購入件名及び数量

- ①長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（長崎地区）  
予定契約電力 2,262kW、予定使用電力量 3,766,068kWh
- ②長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（県北地区）  
予定契約電力 2,698kW、予定使用電力量 4,142,107kWh
- ③長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（県央地区）  
予定契約電力 2,221kW、予定使用電力量 3,684,755kWh
- ④長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（県南・五島地区）  
予定契約電力 1,756kW、予定使用電力量 2,781,414kWh

## 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

長崎県教育庁教育環境整備課

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-894-3323

## 3 契約方法

一般競争入札

## 4 落札決定日

令和3年2月18日

## 5 落札者

- ①長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（長崎地区）  
長崎市城山町3番19号 九州電力株式会社長崎営業所 所長 渡邊 裕二
- ②長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（県北地区）  
佐世保市福石町4番12号 九州電力株式会社佐世保営業所 所長 田中 博徳
- ③長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（県央地区）  
大村市東三城町13番地 九州電力株式会社大村営業所 所長 中川 寿幸
- ④長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（県南・五島地区）  
島原市城内1-1207-1 九州電力株式会社島原営業所 所長 馬渡 政光

## 6 落札価格

- ①長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（長崎地区）  
41,194,689円（消費税及び地方消費税は含まない。）
- ②長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（県北地区）  
44,903,381円（消費税及び地方消費税は含まない。）
- ③長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（県央地区）  
40,540,061円（消費税及び地方消費税は含まない。）
- ④長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（県南・五島地区）  
32,531,284円（消費税及び地方消費税は含まない。）

## 7 入札公告日

令和2年12月22日

## 8 落札方式

総額が最低価格

**公安委員会規則**

交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月5日

長崎県公安委員会委員長 川口 博樹

長崎県公安委員会規則第3号

交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則  
 交番等の名称、位置及び所管区に関する規則（昭和49年長崎県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後				改正前			
別表 1 交番（署所在地）及び警察官駐在所の所属、名称、位置及び所管区				別表 1 交番（署所在地）及び警察官駐在所の所属、名称、位置及び所管区			
所属	名称	位置	所管区	所属	名称	位置	所管区
略				略			
諫早警察署	略			諫早警察署	略		
	諫早駅前交番	諫早市永昌東町	略		諫早駅前交番	諫早市永昌町	略
略				略			
雲仙警察署	略			雲仙警察署	略		
	雲仙北交番	雲仙市国見町神代乙	雲仙市のうち、瑞穂町、国見町（神代）、吾妻町（古城名、平江名、木場名、本村名、田之平名、大木場名、川床名）		雲仙北交番	雲仙市国見町神代乙	雲仙市のうち、瑞穂町、国見町（神代）、吾妻町（古城名、平江名、木場名、本村名、田ノ平名、大木場名、川床名）
略				略			
対馬南警察署	略			対馬南警察署	略		
	美津島警察官駐在所	対馬市美津島町雞知甲	対馬市美津島町のうち、雞知、根緒		美津島警察官駐在所	対馬市美津島町雞知甲	対馬市美津島町のうち、雞知、根緒
略				略			
2 警備派出所の所属、名称及び位置				2 警備派出所の所属、名称及び位置			
所属	名称	位置		所属	名称	位置	
略				略			
対馬南警察署	対馬空港警備派出所	対馬市美津島町雞知乙		対馬南警察署	対馬空港警備派出所	対馬市美津島町雞知乙	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の1の表諫早警察署の部諫早駅前交番の項の改正規定は、令和3年3月29日から施行する。

長崎県病院企業団告示

長崎県病院企業団告示第1号

長崎県病院企業団議会定例会を令和3年3月30日午後1時30分長崎市に招集する。

令和3年3月5日

長崎県病院企業団企業長 米倉 正大

発行者

長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通表（八九五）  
二一一一  
四一

印刷人

長崎県  
長崎市権島町八番十二号

株式会社  
寺クイックプリント  
田宏  
弥ト